

HandyBank 支店普通預金規定

愛媛銀行（以下「当行」といいます）の HandyBank 支店（以下「当店」といいます）で開設する普通預金は、この規定の各条文によりお取扱いいたします。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

第1条 預金の預入れ・払戻し

預金の預入れ・払い戻しを行うときは、原則としてキャッシュカードにより ATM コーナーをご利用ください。当行本支店の窓口で預入れ・払戻し等（定期預金解約を除く）を行う場合は、キャッシュカードおよびご本人であることを確認できる資料を提出してください。キャッシュカードが無い場合は、お取扱いできません。

第2条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の HandyBank 支店ご利用規定、ひめぎんアプリ利用特約、各種預金規定、カード規定、振込規定等、当行が定める全ての規定により取扱います。各種規定につきましては、ホームページに掲載しています。

第3条 規定の変更

1. この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。効力発生日以降は当店に関する一切の事項は、変更後の本規定の内容によります。
3. 前 2 項の規定による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします

以上

(2025 年 3 月 24 日現在)